

平成27年度第2回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

1 開催日時

平成28年3月24日（木）午前10時から正午まで

2 場所

鹿児島県庁行政庁舎会議室 7-A-2

3 出席委員

江之口委員，水流委員，鶴田委員，染川委員，大浦委員，下山委員（代理），
福田委員，和田委員，杉田委員，嶽委員，郡山委員，田中委員
（12名出席，委員総数19名）

4 議事（協議事項）

- (1) 「鹿児島県障害福祉従事者人材育成ビジョン（案）」について
- (2) 地域の障害者自立支援協議会の運営状況等について
- (3) 県障害者地域連絡協議会の運営等について
- (4) 委員提案議題について

5 議事録

(1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については，下山委員の代理を含め12名が出席し，定数19名の半数以上が出席した。

(2) 会議の公開について

不開示情報を含む事項を取り扱わないため，会議は公開で行うことと決定された。

(3) 協議事項①

「鹿児島県障害福祉従事者人材育成ビジョン（案）」について

【相談支援部会】（説明）

【委員】

このビジョンは，今後，どの時期に見直しをする予定か。相談支援部会で検討し，協議会に出す予定か。

【委員】

その都度，必要に応じて議論し，見直す予定。

【事務局】

相談支援部会は，定期的に開催する予定であり，その時々的情勢に応じた議論を基に修正を加えていく。また，協議会から相談支援部会へ議題を投げかけることもあると思われる。人材育成ビジョンは，協議会のビジョンであることから，相談支援部会で検討案を作成した場合は，協議会で協議いただくこととなる。

【会 長】

ビジョンの作成年月は、平成28年3月となるのか。また、公開されるのか。

【事務局】

本日承認をいただければ、平成28年3月となる。また、広く活用していただくため、公開することとし、県のホームページに掲載する予定である。また、各自立支援協議会や相談支援ネットワーク会議にも提供したい。

【委 員】

「難病が分かりにくい」という声があり、難病相談・支援センターでは従事者への研修を始めたところである。精神保健福祉センターでも研修を行っているが、様々な機関が実施している研修と、人材育成ビジョンに記載されている研修とはどのように連携するのか。

【委 員】

各機関が実施しているそれぞれのスキルアップ研修が、28年度分として集約されると、受講する側にとって分かりやすい。

【委 員】

研修の情報を各機関から出していただき、まとめたものを情報発信することも考えられる。

【委 員】

高次脳機能障害研修については、介護支援専門員協議会に依頼することで周知できるが、相談支援専門員については、事業所ごとにメールやファックスで案内しているので、相談支援の協議会とも連携をとりたい。

【会 長】

それぞれの研修の受講ポイントが、キャリアパス・キャリアアップとして、人事考課等に反映される等の仕組みを人材育成ビジョンが作成できれば、障害福祉従事者として良いのではないか。

【委 員】

ステップアップできるような研修の組み方についても研究が必要だと思う。

【会 長】

「鹿児島県障害福祉従事者人材育成ビジョン（案）」については了承してバージョン1とし、今後もバージョンを重ねていくとして、相談支援部会で継続的に協議いただくこととする。

(4) 協議事項②・③

地域の障害者自立支援協議会の運営状況等について
県障害者地域連絡協議会の運営等について

【委員】

市町村の自立支援協議会の子ども部会についての報告になるが、こども総合療育センターの職員が各地域の協議会に参加し、子ども部会設置の働きかけをしているところ。少しずつ、具体的な事例の課題を地域の中で解決するよう議論が深まってきているところ。

【会長】

子ども部会が活発になってくると議論も盛り上がってくる。

(5) 協議事項④

委員提案議題について

●居住支援について

【県住宅政策室】（県居住支援協議会の現状等の説明）

障害者に限定した取組は実施していないため、居住支援協議会の開催時に、自立支援協議会の委員に出席いただき情報提供をいただきたい。また、障害者等について入居拒否しないとの条件でリフォーム等を補助する事業があるので、当該事業の対象住宅の空室状況について、地域の相談支援の窓口でも御案内できれば良いと考える。

【委員】

住宅の大家等が入居拒否するのは、障害の有無が理由ではなく、入居後の生活のサポートにあると感じている。「なにか」あったときに「どう」するかが問題であり、その一つに保証人の問題もある。入居時の手続きやトラブルなど、プロセス、生活サポートであると確信している。障害・生活困窮・高齢の各分野の支援機関と大家等をつなぐ役割が必要だと強く感じている。居住支援協議会の取組は始まったばかりであり、法律にも居住支援協議会とNPO等との連携、自立支援協議会への参画等が規定されているので、検討いただきたい。また、当協議会からのアプローチも含めて連携をとれば良い。是非よろしくお願ひしたい。

【会長】

例えば、補助犬はペットではないので一緒に住めるのかという問題が、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例や4月からの差別解消法施行以降、想定されることである。居住支援が進むよう、協力体制がうまくとれば良い。

【会長】

そのほか、委員提案や継続議論等について事務局から説明をしてください。

●「難病」の掲示及び地域連絡協議会の統一議題について

【事務局】

前回、委員から質問のあった基幹相談支援センターの受付窓口における「難病」の掲示について確認したところ、掲示しているところがなかったため、今後の課題として検討を依頼した。

また、都合により急遽欠席となった委員から、「地域連絡協議会の運営について、統一した議論をするためにも、県自立支援協議会が統一テーマを設けてはどうか」との御意見があった。県第4期障害福祉計画において、「地域生活支援拠点については、平成29年度末までに、障害保健福祉圏域ごとに少なくとも1つの整備を目指します」とされていることから、「地域生活支援拠点の整備・検討」を地域連絡協議会の統一テーマとしてはどうかとの提案。

【委員】

基幹相談支援センターとしては、相談のワンストップとして、相談を受けているが難病患者からの件数は多くない。同じフロアにある就労・生活支援センターでの対応件数は増えてきているため、雇用側の理解・啓発の必要性を感じている。

【委員】

勤務中の怪我・受傷での高次脳機能障害の方の復職はスムーズだが、病気での高次脳機能障害の方の復職はうまくいかない。病院との連携は難しく、病院側と就労現場の就労・復職の概念にずれ違いが生じている。医療支援と就労支援の連携が必要と感じる。

【委員】

難病の就労支援セミナーを支援者向けに実施しており、病院のソーシャルワーカー等にも参加をいただいた。就労支援の大変さや、内容を御理解いただいたと思う。

【委員】

本年度、ハローワークにおいて難病患者で就労申込をした方が90人、重複する方もいるが就労した方が36人おり、増加傾向にある。従業員50名以上の企業で法定雇用率を達成できていないのは約4割。ハローワークは、難病患者就職サポーターを配置し、各機関と連携して就職支援を行っている。精神障害者の方については、平成28年度から鹿児島市内の2医療機関と労働局が協定を締結し、就労意欲のある方に対して、ハローワークの職員が出向き、主治医と相談しながら個別に相談を実施する予定。

【委員】

近年は、一つの屋根の下に住むグループホームではなく、マンションタイプの一人暮らしに近いグループホームも現れており、生活面がうまく安定せず、仕事にも支障が出ている方もいる。今後も就業・生活支援センターと連携を図りたい。

●相談支援について

【委員】

資料では、サービス等利用計画の作成実績が概ね 100 パーセントに近づいているようであるが、サービス担当者会議に出席して感じることは、相談支援専門員によってサービス等利用計画の質に差があるということ。利用者が入院や就職をした等の情報について、相談支援専門員が全く知らない場合もある。相談支援の数は達成したが中身がついて行かないといけない。相談支援専門員の役割は重要であり、サービス等利用計画を成り立たせるためには、相談支援専門員の一定のスキルが必要であると感じる。

【委員】

そこが問題であると思い、人材育成ビジョンが必要だと感じた。平成 27 年 5 月に相談支援ネットワーク会議を立ち上げて、県全体の相談支援専門員のスキルの底上げを図ろうとしたが、現状として全事業所の加盟に至っていない。今後、県全体、地域ごとの底上げをどのようにしていくかが課題となっている。

【事務局】

サービス等利用計画の質の向上として、相談支援専門員のスキルアップを図るため、平成 28 年度の新規事業として相談支援ネットワーク強化事業を立ち上げた。委託事業として、県単位・圏域単位の研修会や、地域ごとの事例検討会等を実施していただくこととしている。

【委員】

相談支援専門員に情報が届かないのは、サービス管理責任者が連絡しない場合もある。相互の連携が必要であると感じるので、サービス管理責任者研修の中でも触れてほしい。

【委員】

相談支援専門員の課題は、一人あたり 200～300 件という多くの相談支援件数を持たなければならないというミクロの問題と、制度全体の課題として捉えるマクロの問題がある。今のままでは熱意を持った相談支援専門員が疲弊していくことが懸念される。報酬単価を含めた体系と合わせて政策提言に持って行く議論も重要であり、単に研修だけでスキルアップを追求することは限界が出てくるのではないか。相談支援の現場だけに責任があるわけではないということは共通の認識としたい。

【委員】

制度改正については、日本相談支援専門員協会等の各団体においても国に働きかけをやっている。介護保険の場合は制度開始から 15 年以上経っている中でケアマネジャー一人あたりの受け持ちが 30 件に収まってきているが、障害者のケアマネジメントはまだ始まったばかりで未熟の状態。相談支援専門員の人数が

まだまだ不足しており，一人あたりの相談支援件数を 30 件にすると利用者全員のサービス等利用計画は作成できない現実もある。しっかりと議論することが必要。一人の障害者の人生設計をやっていくためには，相談支援専門員やサービス管理責任者，就業・生活支援センター，医療機関等の障害者を中心とするチームとしての連携した機能が重要である。それが利用者等への支援につながる。

【委員】

管理者や保護者の意向に左右される状況に置かれている相談支援専門員もいるのが実情。協議会として，課題をどのように解決するのか，施策提言とするものや各委員の立場で動けるものなど，今後，協議会において解決できる方法を見いだしていきたい。

【委員】

新規の研修事業として説明のあった相談支援ネットワーク強化事業は，大きい課題なので委託先の企画スキルが求められる。委託先である実施主体は相談支援に精通した団体としてほしい。

(6) その他

【会長】

今回，委員の改選時期を迎えるが，委員の範囲については，障害当事者，サービス管理責任者を含めた事業者など，協議を継続しているところであるが，今回の改選に伴う委員の範囲及び選任については，事務局に一任する。